

平成30年10月瀬戸内市教育委員会 会議録

I. 開催日 平成30年10月24日(水)

II. 開会及び閉会 開会 13時30分  
閉会 15時01分

III. 出席委員

教 育 長	東 南 信 行
委 員	淵 本 晴 生
委 員	片 山 工
委 員	藤 本 里 絵

IV. 出席職員

教 育 次 長	藪 井 慎 吾
参 与	嶋 田 学
総務学務課長	山 本 正 樹
社会教育課長	今 吉 崇 文
中央公民館長	小 林 裕 治
総務学務課係長	安 井 明 子
総務学務課主幹	山 本 三 千 代

V. 議事の内容

1. 開 会

2. 教育長報告について

東南教育長

●会議・行事関係

- ・第1回教育支援委員会(10/23)
- ・地域学校協働活動推進員協議会(9/26)
- ・文化祭(邑久・牛窓)(10/20~10/21)
- ・瀬戸内市スポーツフェスティバル(10/8)
- ・瀬戸内市剣道大会(10/21)
- ・県教育長との意見交換会(10/15)
- ・県立高校の再編について協議(10/16)

●お知らせ

- ・大雄山大賀島寺ご本尊 33年ぶりのお目見え(11/17、18)

### 3. 前回会議録の承認

署名委員 淵本 晴生 委員 藤本 里絵 委員

### 4. 議 事

東南教育長 議事進行

#### 第 54 号議案 臨時職員採用等について

山本課長 (資料を基に説明)

淵本委員 部活動指導員は校内でしか指導はできないのか。また教えてほしい。給食調理場職員の退職は自己都合ということだが、9月30日をもってこの2人が退職されるのは前もって分かっていたということか。

藪井次長 契約期間満了というのは半年ごとの満了で、通常なら継続をしてもらうのだがこの2人は半年での満了である。

淵本委員 予定にはなかったのか。

藪井次長 継続の予定だったがここで辞められた。募集をしているが今のところ応募はない。

全 委 員 <異議なし>

#### 第 55 号議案 瀬戸内市幼稚園児預かり保育条例の一部改正について

#### 第 56 号議案 瀬戸内市幼稚園児預かり保育条例施行規則の一部改正について

山本課長 (資料を基に説明)

片山委員 3歳児は、弁当を持ってきた日だけ預かり保育ができるのはどうしてか。弁当がない日は親が持ってこさせたらできるのではないか。そういった質問はあると思う。

山本課長 現状は、1学期はすべて弁当なしで11時30分までとなっている。3歳児は初めての幼稚園なので慣れることが必要ということもあり、31年度は4月、5月は現在と同じように午前中まで、6月からは弁当を持ってくる日、持ってこない日というように、段々と慣らしていくということでこのように考えている。

片山委員 預かり保育を希望する理由というのは、例えば急に親戚に不幸ができたとか予測できない事もあると思う。弁当がある時にはできる、この日はできないというのは、親にとっては少し納得いきかねるところもあるのではないか。それならば、親が弁当を持たせてやれば預かってもらえるという事にはならないのか。

山本課長 一部の子は11時30分に帰って、一部の子は弁当を食べてというように違う時間になるのは厳しい気がする。11時30分からでも預かりをし

てはどうかとの話もあったが、4歳児、5歳児は14時から18時までの4時間と、3歳児は11時30分から18時までとで同じ保育料なのはあまりよくないのではということで、弁当を持ってきた日だけをするようになった。

片山委員 親の希望としては割増を払ってもいいから預けたいということにはならないのか。弁当を持ってきている子と持ってきていない子がいるというだけなら、親が送迎の時に直接職員に渡して帰ればいいのか。むしろ、預かり保育をするという趣旨がどこにあるのか。親は楽しみたいわけではなく、急な出来事があるときに預かってほしいということだと思うので、親が納得してくれるのかが気になる。

教育長 おっしゃられることはよく分かるが、段階を踏まえてできればと思っている。子どもの様子も見ながら、今後、要望が高ければ更に充実していくよう検討していく。

山本課長 制度を拡充していく事は体制を変えていく事になるので、やっていけるとすればこの形になる。

淵本委員 様式で「特に母親の」という言葉に違和感がある。なぜこの表現を入れる必要があるのか。男女共同参画と言われている今、この辺については検討してみしてほしい。

山本課長 どのような経緯があつてこのような表現になったのかを調査し、もし必要がないという事になれば「保護者の就労状況等」に直させて頂くということでご了解を頂ければと考えています。

教育長 そこを除くということであれば、改めてお諮りするのではなくてよろしいか。

全委員 <異議なし>

第57号議案 瀬戸内市公民館条例の一部改正について

小林館長 (資料を基に説明)

片山委員 ピアノの「アルコン」と「フルコン」はどういったものなのか。

小林館長 ピアノの中に刻印があり、そこを見ると「ヤマハC7モデル」と書いてあり、「C7モデル」を調べてみると「アルコン」ではなく「フルコン」と説明があつたので、実際にそつた条例に改正する。

全委員 <異議なし>

東南教育長 非公開審議を開始することを宣する。

第58号議案 準要保護児童生徒の認定について

< 非公開 >

東南教育長 非公開審議を終了することを宣する。

第 59 号議案 山鳥毛プロジェクトについて

今吉課長 (資料を基に説明)

藪井次長 (資料を基に説明)

淵本委員 名簿の中に座長名が入っているが、座長は委員の互選により定めるとあるので、これは入れない方がいい。

片山委員 4 頁に県外・国外流出を防ぐとあるが、海外へ出す場合には国宝、重要文化財の指定ではないという証明を取らないと出せないはずなので、国宝に指定されている以上できない。

教育長 本来はできないが、山鳥毛プロジェクトの目的と表現を合わせている。日本国内では分かる話だが、外国の方々にもお願いをしていくことがあるためこの表現にしている。

全委員 <異議なし>

今吉課長 ここで決定をすることではないが、先程申したクラウドファンディングの中で、高額の寄付があった場合名誉館長にという話がある。そのあたりの考え方について皆様にご意見をお伺いしたい。

教育長 海外の方々は、山鳥毛を購入するという事についてはなかなか響かない。生まれた地へ里帰りをするんだということの意義について賛同してくれる方がご協力下さるのだが、海外に向けての返礼品は、物ではなくどちらかといえば名誉的な事の方が響くということもあり、この山鳥毛プロジェクトにご協力下さる方々の中から大きいご協力を頂いた方については、今後も刀剣博物館の運営やいろいろな活動についてもご援助頂ける立場の方として、名誉館長という職を渡すという事についてはどうなのかなと考えている。

多くの美術館や博物館は、設置条例や規則の中に名誉館長を置くことができるが、瀬戸内市の刀剣博物館や美術館には今のところそういった表現はない。これをひとつの機会にして、これまで国宝や重要文化財がない中でご功労頂いた方々に対してそういったものを作っていくということと、今回のプロジェクトにご協力頂いた方の中でそういったものを差し上げるのはいかなものかなというような事で話がでた。

淵本委員 他の博物館、美術館等で例はあるのか。名誉館長には特別な権限が与えられるのか。

教育長 多くの場合は、記念式典などに名誉館長としてご出席いただいてご挨拶をしていただいたり、展示の企画等について他の方々にご周知して頂くといった仕事をして頂いたりする。

淵本委員 運営に関わることはないのか。

教育長 はい。

淵本委員 寄付をしてくれた方は名誉館長で、歴代の館長になにもないというのは少し違和感がある。名誉職的なものを与えるという事になれば他に名称が考えられるといいのだが、他に例はないのか。

教育長 多くの場合は名誉館長、長く勤められた方には名誉館員という称号が与えられたりしているものはある。

今吉課長 いろいろご苦労された歴代の館長が名誉館長になるというのは筋的におかしくない。実際にお金を市に寄贈して頂いて名誉市民になるとか、叙勲の対象になることはあると思うが、今度の場合はクラウドファンディングという形でご協力頂く。クラウドファンディングをするのは全国でも珍しいと思うので、そのあたりどのような扱いをするのか。教育委員の方々にご意見をお伺いした中で、事務局とも話をしていかなければいけないと思った。

嶋田参与 佐賀県伊万里市図書館が片山善博さんを名誉館長にしたということがあり、これは、図書館に理解を深めてくださったという功績に対して、感謝の意味を込めて就任を要請したところご快諾頂いたという事例がある。そういう意味では、博物館の振興や市の文化財に対する功績に大きく貢献してくださったということ、ひとつの感謝の証明ということで名誉職というのは事例としてもあるのかなと思う。

片山委員 海外の方なら、実際に運営に携わることはできないでしょうからいいのではないかと思うが、仮に2千万以上というのではなく、もっとその辺り工夫が必要だと思う。具体的な金額をださない方がいいのではないか。

今吉課長 先程いただいた意見を基に考えていく。

## 5. その他

○牛窓体育館の利用中止について

○日本遺産の審議の結果について

今吉課長 (口頭で説明)

○人権教育研究発表会の案内について

山本課長 (口頭で説明)

## 6. 閉 会 (15時01分閉会)